

## 第4回下野市行政改革推進委員会 会議録

日 時 平成27年11月19日(木) 午後1時30分～3時30分  
場 所 下野市役所国分寺庁舎 304会議室  
出席委員 杉原弘修会長、飯島陽子委員、関口博之委員、小久保武委員、飯野洋委員、水上美紀委員、長光博委員、大木徳委員、園部小由利委員、中林佳子委員  
出席者 (教育委員会)  
野澤教育次長、若林教育総務課長、古橋主幹、田澤主幹、甲田主事  
(総合政策部)  
落合総合政策部長、上野市民協働推進課長  
事務局 星野総合政策課長、小谷野主幹兼課長補佐、坂巻副主幹、館野主事  
傍聴者 なし

### ○次第

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 議事
  - (1) 会議録署名人の指名
  - (2) 行政評価市民評価事業ヒアリング
    - ①奨学金貸付事業
    - ②小学校コンピュータ管理事業・中学校コンピュータ管理事業
    - ③コミュニティセンター指定管理者施設管理運営事業
  - (3) その他
- 4 閉会

### ○開会

(事務局) 第4回下野市行政改革推進委員会を開会いたします。

### ○あいさつ

(杉原会長) みなさんこんにちは。本日もよろしく申し上げます。

### ○議事

#### (1) 会議録署名人の指名

(杉原会長) 会議録署名委員を指名します。名簿順で、長委員と中林委員にお願いします。

#### (2) 行政評価市民評価事業ヒアリング

(杉原会長) それではヒアリングに入ります。はじめに奨学金貸付事業のヒアリングを行いますのでよろしく申し上げます。

[教育委員会出席者自己紹介]

#### ①奨学金貸付事業

[教育総務課長から説明]

(教育総務課長) 本事業は、高校・大学等に進学する際に経済的理由により修学が困難となる学生に対し、無利子で奨学金の貸付けを行うことで修学の機会を確保し、有能な人材を育成することを目的としております。

高校生及び大学生等へ奨学金の支援を行う制度と、主たる家計者が死亡・疾病等のやむを得ない事情により就学の継続が困難になった学生に対し緊急貸付を行う緊急在学奨学生制度がございます。

貸付金額は高等学校等月額15,000円、大学等月額30,000円であり、貸付期間は正規の修業期間となります。償還につきましては、卒業後、1年間は返済猶予として据え置き、貸付期間の2倍の期間で償還していただきます。(詳細はヒアリング資料参照)

(杉原会長) それでは、各委員からの意見、質問をお願いします。

(関口委員) ヒアリング資料の意図の欄に「下野市の未来を担う」という文言がありますが、卒業後下野市内で住んだ場合は、償還を不要にするなどの制度があるのでしょうか。

(教育総務課長) そのような制度は設けておりません。

(関口委員) 申請した方が、借りられなかったケースはありましたでしょうか。

(教育総務課長) 受付の際に状況等を聞き取ったところ、条件等に合致しないため、申請を行わなかったというケースはございました。また、受付後、保護者の所得額を確認したところ、貸付対象外であったというケースがございました。

(関口委員) 県育英会の審査基準と差異はあるのでしょうか。

(教育総務課長) おおむね審査基準は同様となっておりますが、学習成績の評定については、県育英会は3.5としているのに対し、市は3.0としております。

(園部委員) 制度の見直しによって、借りられる金額を選択できるようになったのは、良いことだと思います。学校への周知はどのように行っているのでしょうか。

(教育総務課長) ホームページ、広報での周知を行っておりますが、ホームページではトップページの目立つ箇所に表示するようにしております。また、市内の子ども達が通学している高校には案内の通知を郵送するとともに、近隣の高校には要綱やポスターを持参し直接伺っています。市内の中学校には、要綱とポスターを配布しております。

(飯島委員) 現在、償還が滞ってしまうケースはないということでしたが、他の機関の奨学金制度では償還が滞ってしまい、法律相談まで行うケースがあるという報道がされてきました。今後、償還が滞ってしまうケースがあった場合には、どのように対応するのでしょうか。

(教育総務課長) そのような相談を受けた際には、できるだけ計画どおりに返済できるようにということを指導しなければなりません。申請書を提出してもらい償還を猶予するという対応もできます。また、どうしても償還が困難という場合には、保証人に連絡をさせていただくこととなります。

(大木委員) 支給方法は、どのようになっているのでしょうか。

- (教育総務課長) 4月と9月の年2回に分けて支給しております。
- (飯野委員) 市区町村税を完納している方、2名を連帯保証人とするとのことでしたが、そのような連帯保証人がどうしてもいない場合には、学校からの推薦があれば貸付けを行うなどの救済措置は考えていないのでしょうか。滞りなく償還されることは重要ですが、申請資格については、経済的に苦しい家庭の子ども達に対して、もう少し配慮があっても良いのではないのでしょうか。
- (教育総務課長) そういったご意見も当然あるかと思えます。しかし、償還していただいたお金でもって、次の貸付けを行うという部分もあり、確実な償還が必要ですので、現時点では、申請資格について例外を認めるということは考えておりません。
- また、ひとり親の家庭で経済的に苦しい場合には、福祉の分野で貸付けを行う制度がありますので、そちらをご案内することで対応させていただきたいと思えます。
- (水上委員) 学習成績の基準があるとのことでしたが、先天的な知的障がいのある子ども達は奨学金の制度を利用できるのでしょうか。また、利用できない場合には、新しい制度の創設などを検討する予定はあるのでしょうか。
- (教育次長) この奨学金制度の利用は難しいと思えます。しかし、子ども達の修学機会確保のため、福祉分野とも連携して、必要な支援については検討していきたいと考えています。
- (中林委員) 下野市奨学金貸付審査会において書類審査を行い決定するとのことですが、審査会はどのような方達で組織されているのでしょうか。
- (教育総務課長) 審査会は、教育委員の方で組織されています。
- (小久保委員) 制度を利用している方が、学校を途中で辞めてしまった場合の償還期間はどのようになるのでしょうか。
- (教育総務課長) 原則は卒業していただき、卒業証書の写し等を市に提出していただくかなければなりません。途中で辞めてしまった場合でも、償還していただくこととなりますが、どうしてもすぐに償還できない場合には、申請書を提出してもらい償還を猶予するという対応も考えております。
- (小久保委員) 在籍しているかについては、どのように確認しているのでしょうか。
- (教育総務課長) 毎年、在籍証明書を提出していただいています。
- (杉原会長) 連帯保証人が2名必要ということですが、独立の生計を営んでいれば、父と母の2名でよろしいのでしょうか。
- (教育総務課長) 同一世帯から2名の連帯保証人は認めておりませんので、父と母が同一世帯の場合は、どちらか1名が連帯保証人となります。
- (杉原会長) 共稼ぎの方も多く、また、両親以外に連帯保証人を探すというのはとても難しいことですから、そのような条件は厳しいのではないのでしょうか。同一世帯の両親2名では認めないという理由はなぜでしょうか。
- (教育総務課長) 同一世帯は、基本的には生計が一緒であるということですから、確実な償還のためには、同一世帯から連帯保証人2名を認めるということは、現時点では考えておりません。
- (杉原会長) 償還についてですが、他の機関の奨学金制度では、償還に関しては委託業

者に委託しているので、償還が滞ってしまった場合の対応が非常に厳しいと聞いております。下野市においても、委託業者に委託するような対応を考えているのでしょうか。

(教育総務課長) 現時点では、委託は考えておりません。市の担当者が相談を受け、できるだけ計画どおり償還が行われる方向に進めていきたいと考えています。

(杉原会長) 卒業しても正規の職に就くことができず、償還が困難となる方も想定されますので、市には丁寧な対応をお願いしたいと思います。

委員の皆様から、他にご意見等ありますでしょうか。ないようですので、奨学金貸付事業のヒアリングを終了します。

## ②小学校コンピュータ管理事業・中学校コンピュータ管理事業

[教育総務課長から説明]

(教育総務課長) 本事業は、情報化社会において、児童生徒が適切に情報手段を利用し、機器を活用できるように能力を育むことを目的としております。

事業概要としては、小学校、中学校の情報機器調達と、それらの維持管理となります。

学校への情報機器配備については、初等、中等教育における「情報活用能力」の育成を目標としており、児童生徒が情報機器を適切に活用し、それらへの理解及び情報化社会へ参画する態度を培うために不可欠な物となっております。(詳細はヒアリング資料参照)

(杉原会長) それでは、各委員からの意見、質問をお願いします。

(関口委員) 借り上げ料総額をパソコンの台数で割って、1台当たりの借り上げ料を計算しますと、小学校と中学校で大きな差がありますが、なにか理由があるのでしょうか。

(教育総務課長) 単純にパソコンの台数だけでは割り切れない部分の経費があるためです。サーバーやプリンターに関する経費、また、学校の規模によっても変動する経費があるため、総額を台数で割るだけでは比較は難しくなっています。例えば、プリンターなどは学校ごとに必要な機材となりますが、小学校は12校、中学校は4校と数が異なるため、金額に差が生じます。

(杉原会長) 情報活用能力の育成を目標としているということですが、パソコンを活用する上でのモラル、マナーに関する教育は、どのように取り組んでいるのでしょうか。

(教育総務課長) 情報を活用する際のスキルの部分とモラルの部分の両方を教育しております。スキルについては、小学1年生ではキーボードの入力から始め、6年生ではプレゼンテーションソフトを用いて発表をできるよう指導計画を立てて、取り組んでいます。モラルについては、学年によって難易度は異なりますが、継続して取り組んでいます。学級活動の時間や道徳の授業において、情報モラルについて指導をしております。最近では、スマートフォンを用いたSNS上でのいじめ等も社会的な問題となっていることから、情報機器を正しく使うという観点から適切な教育を行うよう、教育委員会

から各学校へ働きかけをしております。また、情報モラルに関する有識者の方を学校にお招きし、全校生徒と保護者を対象にした学習を行っております。学校レベルの指導では限界があり、家庭での教育も求められていますので、保護者の方にもご協力いただいて、インターネットが原因で巻き込まれる犯罪から子ども達を守るという取組を各学校で行っています。そのような教育の中で、メールやインターネット上でのプロフィール公開を疑似体験できるソフトウェアを用いた教育もしており、こういった情報は公開して良いのかということも指導しています。

(杉原会長) ハード面の整備だけではなく、ソフト面での教育も十分に配慮していただきたいと思います。

(飯島委員) 導入機材を更新の際に見直し、経費の削減を図るとのことですが、具体的にはどのような見直しを行うのでしょうか。

(教育総務課長) 直近の見直しですと、リース対象とする機器と備品化して学校に置いておく機器の精査を行いました。OAチェアなどの長く使用できる機器につきましては、5年間ごとに行うリース契約の対象外とし、リース契約は真に必要な機器のみとすることによって、経費の削減を図りました。

(飯島委員) 数社から見積もりを徴取し、比較するといったことは行っていないのでしょうか。

(教育総務課長) 契約にあたっては、入札によって業者間の競争が行われております。5年間の契約となりますので、5年ごとに入札を行っております。

(飯島委員) 仕様書の内容について民間シンクタンクのチェックを受けるとのことですが、具体的な内容を教えてください。

(教育次長) 民間シンクタンクに依頼し、更新する機器、ソフトウェアの内容についてチェックをしていただいております。来年度以降は、さらなる効率化を図り、経費を削減するための見直しを進めていく予定となっております。また、合併の影響によって、機器の更新スケジュールが統一されていませんでしたが、将来的に統一を図るため更新計画を作成し、取組を進めています。

(杉原会長) 委員の皆様から、他にご意見等ありますでしょうか。ないようですので、小学校コンピュータ管理事業、中学校コンピュータ管理事業のヒアリングを終了します。

#### [総合政策部出席者自己紹介]

#### ③コミュニティセンター指定管理者施設管理運営事業

#### [市民協働推進課長から説明]

(市民協働推進課長) 本事業は、コミュニティ活動の拠点施設であるコミュニティセンターを地域のコミュニティ推進協議会で管理することにより、自治会以上の地域交流の活性化を図ることを目的としています。また、少子高齢化の影響から小規模の自治体では活動が困難になっていることや、東日本大震災以降の防災における共助意識が高まっていることから、複数の自治会が協力するコミュニティ活動は重要なものであると考えております。

市内のコミュニティセンター15施設のうち9施設につきまして、地元のコミュニティ推進協議会を指定管理者としています。また、平成28年度から薬師寺コミュニティセンターが開設されることから、地元コミュニティ推進協議会と協議を進めているところであります。(詳細はヒアリング資料参照)

- (杉原会長) それでは、各委員からの意見、質問をお願いします。
- (関口委員) 自治会の公民館とコミュニティセンターはどのような区別となっているのでしょうか。
- (市民協働推進課長) 自治会の公民館は、各自治会が土地を見つけ、建物を建てているものです。コミュニティセンターは、市が土地と建物を用意して、複数の自治会が集まったコミュニティ推進協議会に管理を委託しているというものです。
- (関口委員) コミュニティセンターの管理を、ひとつの自治会に委託するということができないのでしょうか。
- (市民協働推進課長) 各小学校区単位でコミュニティセンターが建設されるというのが望ましいという意見がありますが、現状では難しい部分があります。しかし、複数の自治会で管理するものですので、ひとつの自治会に対してコミュニティセンターの管理をお願いするということはありません。
- (関口委員) 自治会が公民館を建設する際の援助はないのでしょうか。
- (市民協働推進課長) 新築の建設に対して300万円の補助はしていますが、自治体の所有となりますので、建設後は自治会で管理していただくこととなります。
- (関口委員) 指定管理となっていないコミュニティセンターもありますが、どういった理由からでしょうか。
- (市民協働推進課長) コミュニティ推進協議会が組織されていないことが理由として挙げられます。コミュニティ推進協議会を組織するよう話はしていますが、適切な管理体制が確保されるまでは、市が管理することとなります。
- (関口委員) 十分な大きさのコミュニティセンターが整備されていない地区では、大きな会合を開催する際に、お金を負担し市の公民館を借りることとなり、不公平であると感じます。そのような会合の際には、公民館の使用料を無料にするなどの措置があっても良いのではないのでしょうか。
- (総合政策部長) コミュニティセンターの規模の差異につきましては、旧町の時代に設立されたものであることから、当時の地域性などが影響しているものと思います。また、公民館の使用料につきましては、すぐに変更できるものではないことですから、他自治体の状況等も調査し、場合によっては管理者との調整も必要になってくるかと思えます。
- (水上委員) 規模の大きいコミュニティセンターは、自治会の公民館とは大きく異なり、生涯学習施設である市の公民館のような利用のされ方となります。そういった場合には、現状のような自治会役員の集まりによる管理運営ではなく、利用者も管理運営に携わるような仕組みが必要であると考えます。さらには、コミュニティセンター相互の情報交換や管理運営に関して利用者を含

めた協議の場を設けるなど、自治会役員の負担を軽減するような取組が必要であると考えます。自治会役員のみで管理運営していくことは困難であると思いますので、市としても協力していただきたいと思います。

(園部委員) コミュニティセンターのホールの利用料をみると5,000円という場所がありました。もう少し低額にすることはできないでしょうか。

(市民協働推進課長) 使用する方の住所や時間帯によって段階的に設定しております。企業などが夜間使用した場合は5,000円となる場所もありますが、市内の方が使用する際にはそのような金額にはなりません。

(大木委員) 自治会の公民館の建て替え等に合わせて、コミュニティセンターの建設を市の側から働きかけるようなことはあるのでしょうか。

(総合政策部長) ひとつの自治会にコミュニティセンターの管理運営を任せることはありませんので、複数の自治会でコミュニティセンターの必要性について共通認識が図られ、コミュニティ推進協議会も組織されるようであれば、市としても協議の場を設けることになるかと思えます。

(杉原会長) 指定管理者は必ず地元のコミュニティ推進協議会となるのでしょうか。

(総合政策部長) 手続き上は、議会の議決が必要となりますが、公募型ではなく、地元のコミュニティ推進協議会を指定することとなります。

(杉原会長) 委員の皆様から、他にご意見等ありますでしょうか。ないようですので、コミュニティセンター指定管理者施設管理運営事業のヒアリングを終了します。

以上でヒアリングが終了となりましたが、ヒアリングを行った事業につきまして意見交換を行いたいと思います。委員の皆様、ご意見ありますでしょうか。

(園部委員) コミュニティセンターの利用料を下げることはできないのでしょうか。

(水上委員) コミュニティセンターは、委託料、利用料で維持管理費を負担することとなりますが、維持管理費の方が大きくなった場合には、指定管理者であるコミュニティ推進協議会で負担することとなりますので、利用者の方にもある程度の金額を負担していただくということは必要であると思います。また、民間の施設に比べれば、利用料金は低くなっています。

(園部委員) 利用したいという希望があっても、利用料金を理由に諦めてしまうという現状もあるようですので、市においても十分に検討していただくことが必要かと思えます。

### (3) その他

(杉原会長) 委員の皆様からご意見等ありますでしょうか。また、事務局からありますでしょうか。

(事務局) 今後の日程につきましてご連絡いたします。第5回委員会をご案内のとおり来週11月26日に3事業のヒアリングを予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

(杉原会長) 委員からご意見等ございますか。意見等ないようですので、議事は終了といたします。

○閉会

(事務局) 以上をもちまして、第4回下野市行政改革推進委員会を閉会いたします。

以上

会議の経過を記載し、その相違がないことを証するためにここに署名する。

会 長

署名委員

署名委員